

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 フードマーケットマム高松店
- (2) 届出日 令和元年7月22日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届（店舗面積1,278㎡）

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

一部、夜間騒音の最大値の予測について、店舗東側の駐車場に隣接する住宅において、車両走行音が規制基準を超過する箇所が見受けられたが、当該駐車場の夜間（22時以降）の使用を制限し、荷さばき作業員、廃棄物処理事業者、来店者へのアイドリングストップの周知を行うといった対策が図られるため、これらを総合的に評価し、周辺環境に対して必要な配慮がなされていると判断する。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。